

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
広島国税局

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 89,577 人（前年対比 99.9%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 6,220 人（同 102.5%）で、その課税価格の総額は 7,046 億円（同 102.4%）、申告税額の総額は 741 億円（同 106.5%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 89,644	人 89,577	% 99.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 1,481 6,068	人 外 1,323 6,220	% 外 89.3 102.5
③	課税割合 (②/①)		% 6.8	% 6.9	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数		人 13,206	人 13,206	% 100.0
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 817 6,879	億円 外 731 7,046	% 外 89.5 102.4
⑥	税額		億円 696	億円 741	% 106.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,517 11,337	万円 外 5,525 11,328	% 外 100.1 99.9
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,147	万円 1,191	% 103.8

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日（※）までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

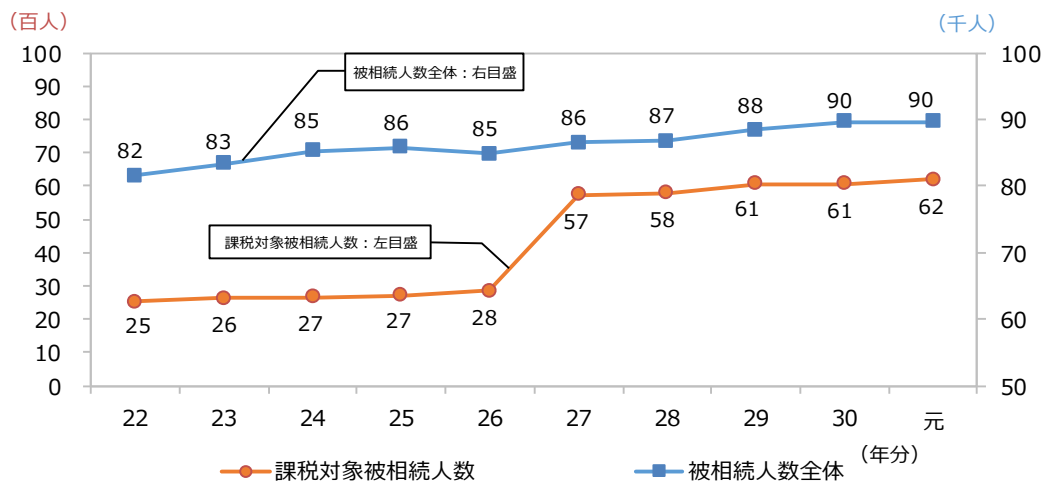
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

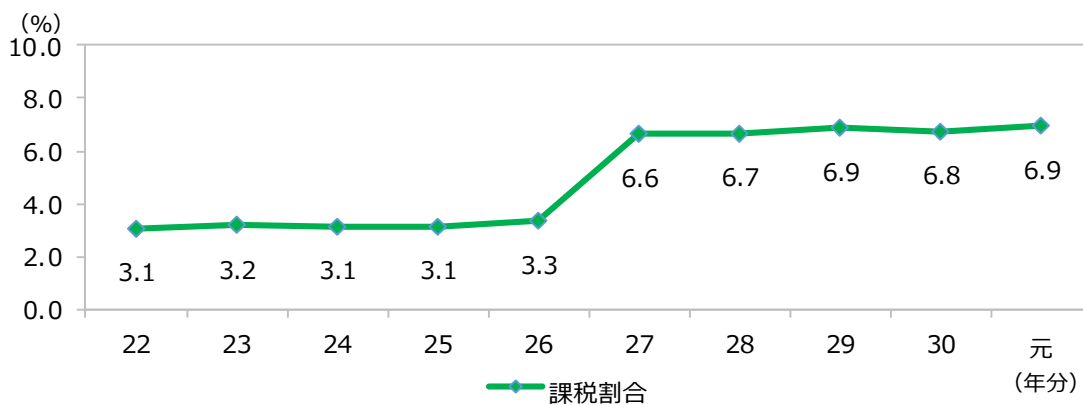
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

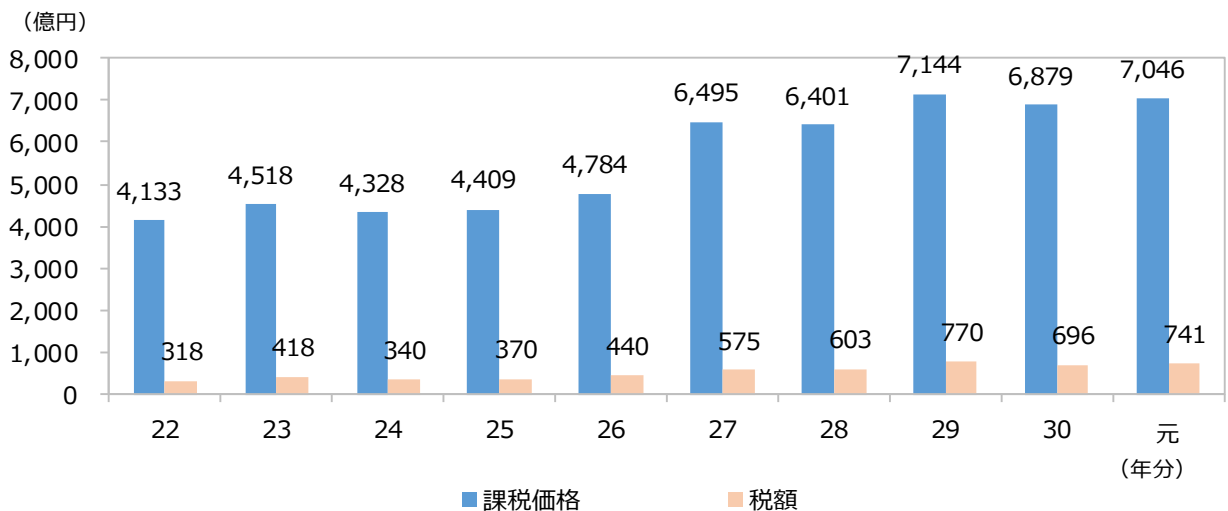
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

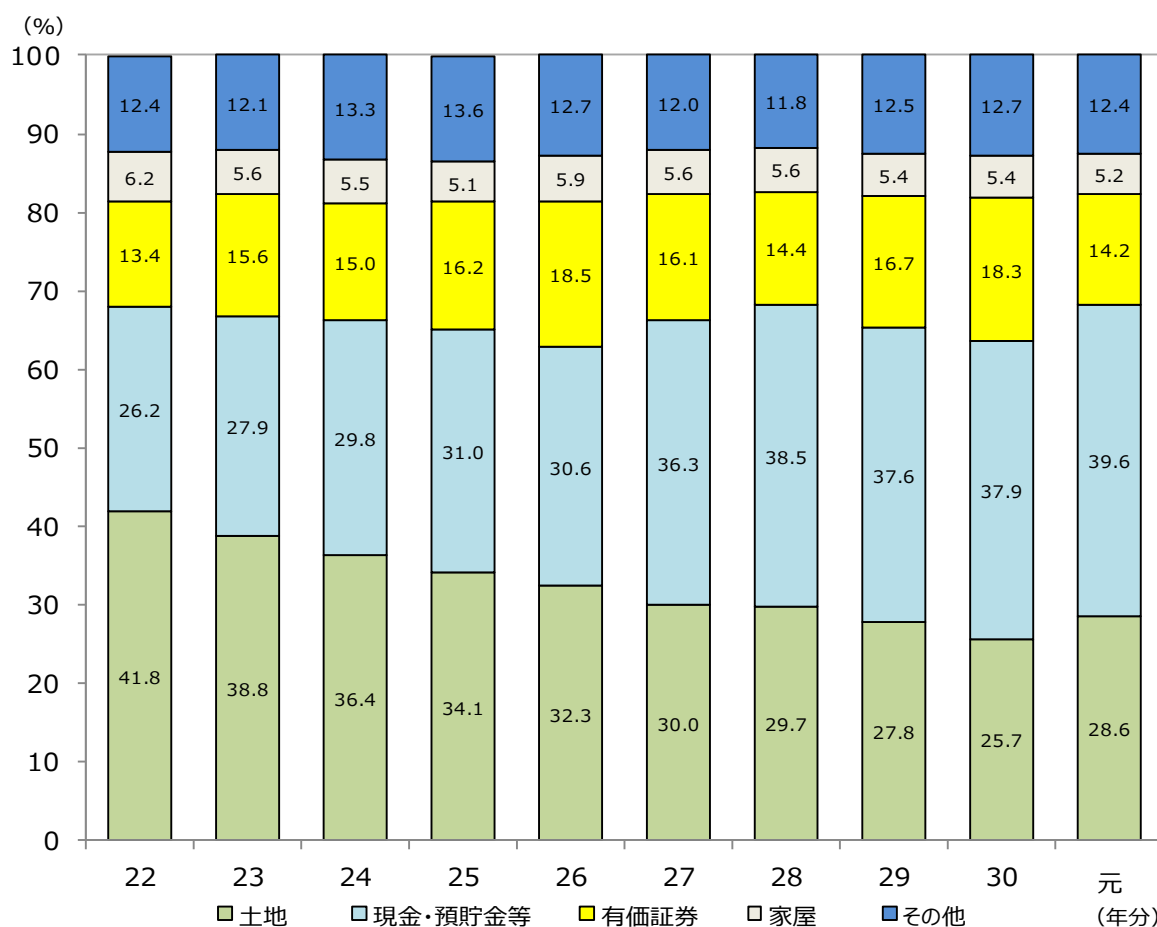
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年		1,867	277	597	1,179	553	4,473
23		1,865	269	751	1,341	580	4,805
24		1,685	255	693	1,382	616	4,631
25		1,581	237	751	1,435	633	4,636
26		1,637	298	940	1,549	645	5,068
27		2,045	384	1,095	2,475	820	6,819
28		2,012	379	977	2,604	793	6,765
29		2,096	409	1,258	2,830	943	7,536
30		1,870	390	1,335	2,758	928	7,281
令和元年		2,115	383	1,046	2,921	919	7,384

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
広島国税局
【鳥取県】

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 7,605 人（前年対比 104.0%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 383 人（同 119.3%）で、その課税価格の総額は 427 億円（同 139.1%）、申告税額の総額は 35 億円（同 152.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		平成30年分	令和元年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 7,309	人 7,605	% 104.0
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 77 321	人 外 66 383	% 外 85.7 119.3
③	課税割合 (②/①)	% 4.4	% 5.0	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人 716	人 823	% 114.9
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 44 307	億円 外 37 427	% 外 84.1 139.1
⑥	税額	億円 23	億円 35	% 152.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,714 9,564	万円 外 5,606 11,149	% 外 98.1 116.6
⑧		税額 (⑥/②) 万円 717	万円 914	% 127.5

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

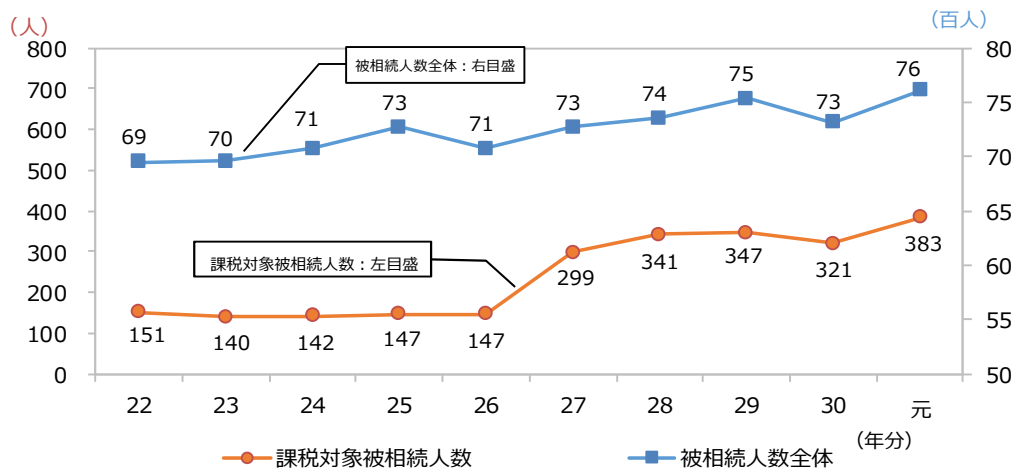
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

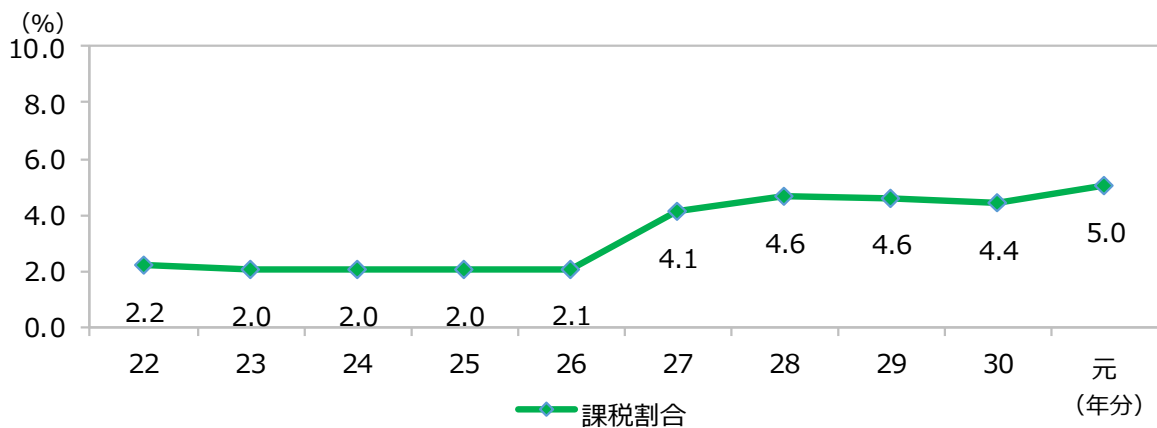
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

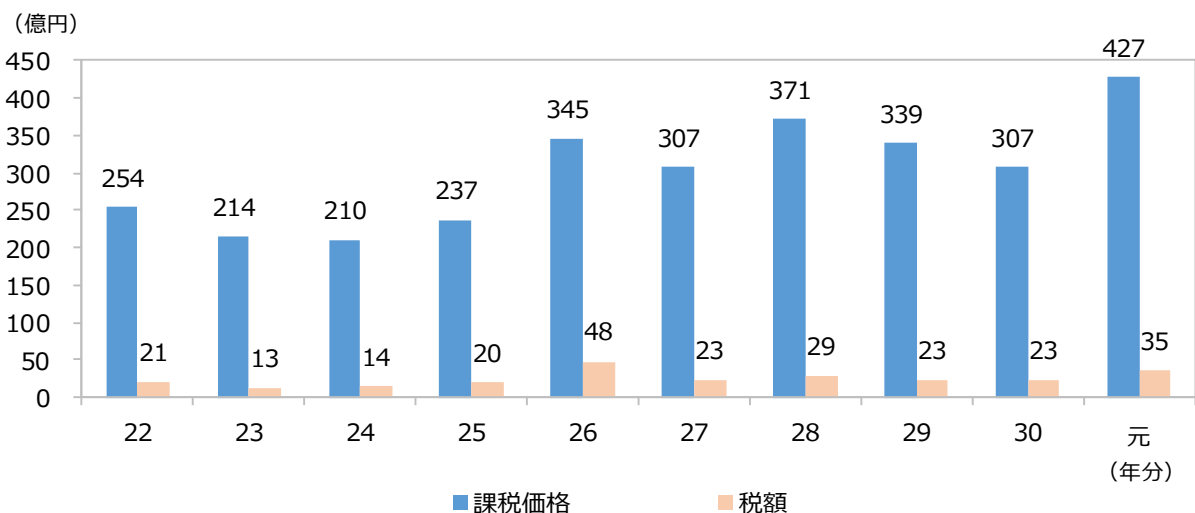
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

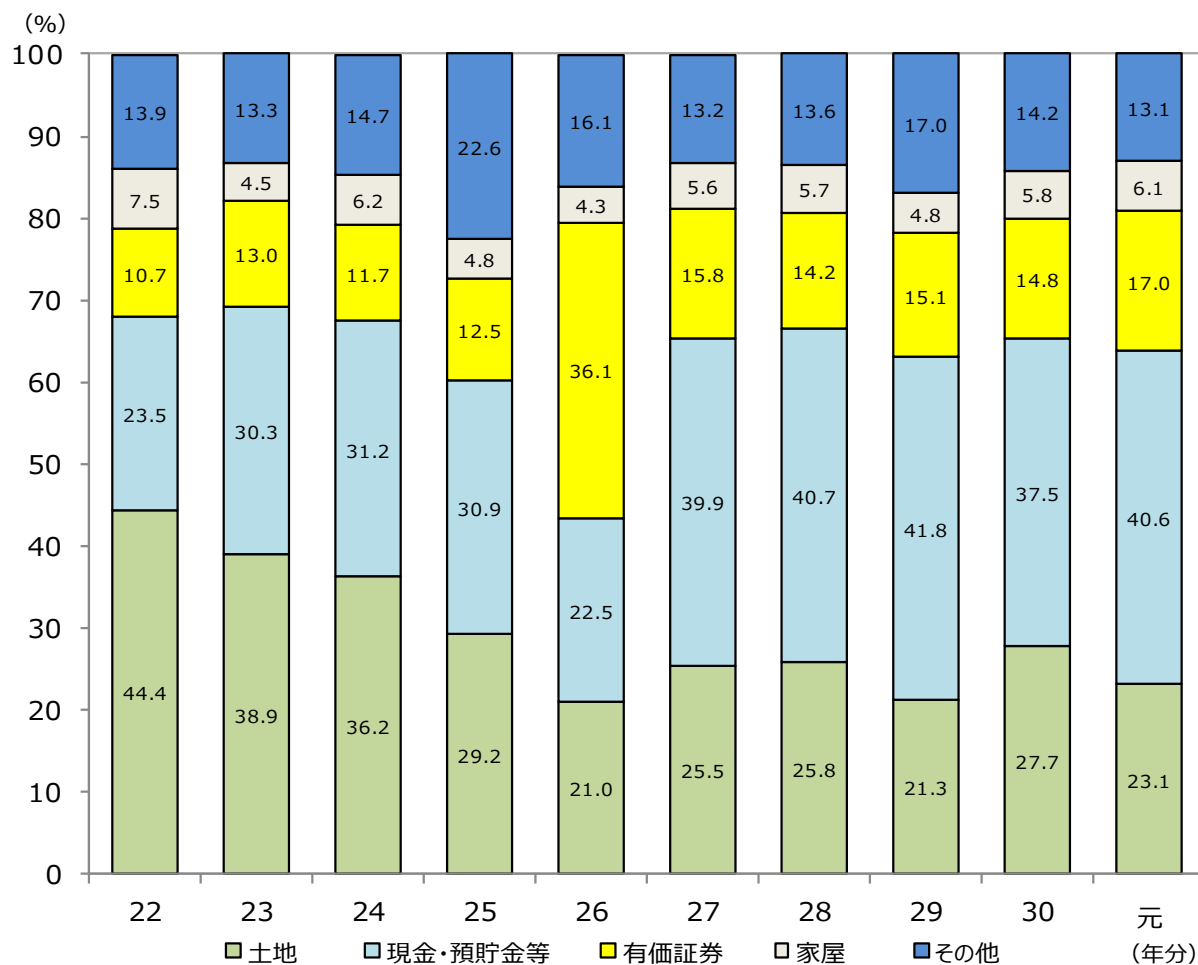
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	123	21	30	65	38	277
23	86	10	29	67	29	220
24	83	14	27	71	33	228
25	72	12	31	76	55	245
26	77	16	133	83	60	369
27	83	18	52	130	43	326
28	102	22	56	160	54	394
29	75	17	53	147	60	352
30	90	19	48	122	46	325
令和元年	106	28	78	186	60	458

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
広島国税局
【島根県】

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 9,710 人（前年対比 99.9%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 445 人（同 107.0%）で、その課税価格の総額は 456 億円（同 105.6%）、申告税額の総額は 37 億円（同 119.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		平成30年分	令和元年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 9,724	人 9,710	% 99.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 92 416	人 外 108 445	% 外 117.4 107.0
③	課税割合 (②/①)	% 4.3	% 4.6	ポイント 0.3
④	相続税の納税者である相続人数	人 903	人 939	% 104.0
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 49 432	億円 外 60 456	% 外 122.4 105.6
⑥	税額	億円 31	億円 37	% 119.4
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,326 10,385	万円 外 5,556 10,247	% 外 104.3 98.7
⑧		税額 (⑥/②) 万円 745	万円 831	% 111.5

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

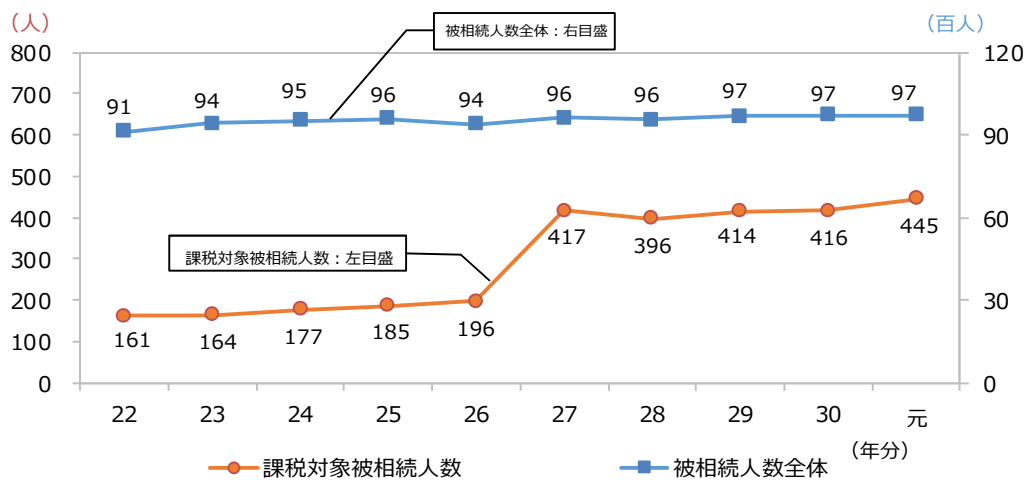
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

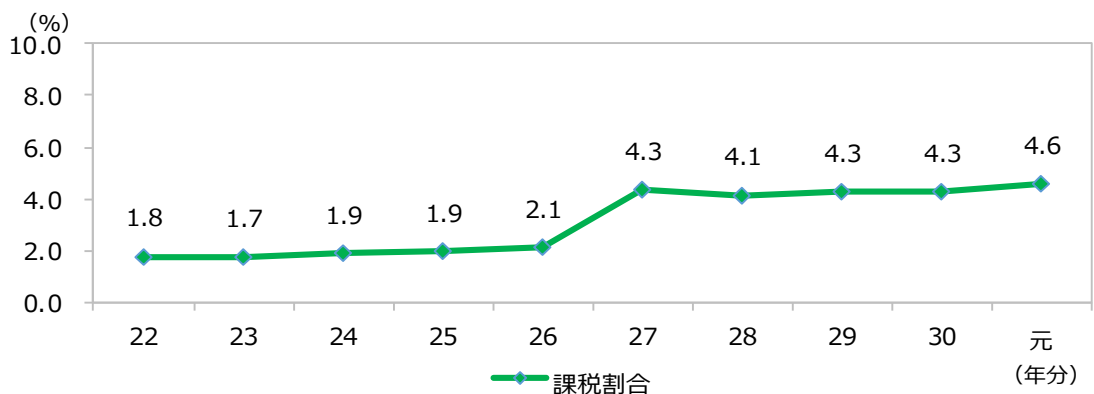
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

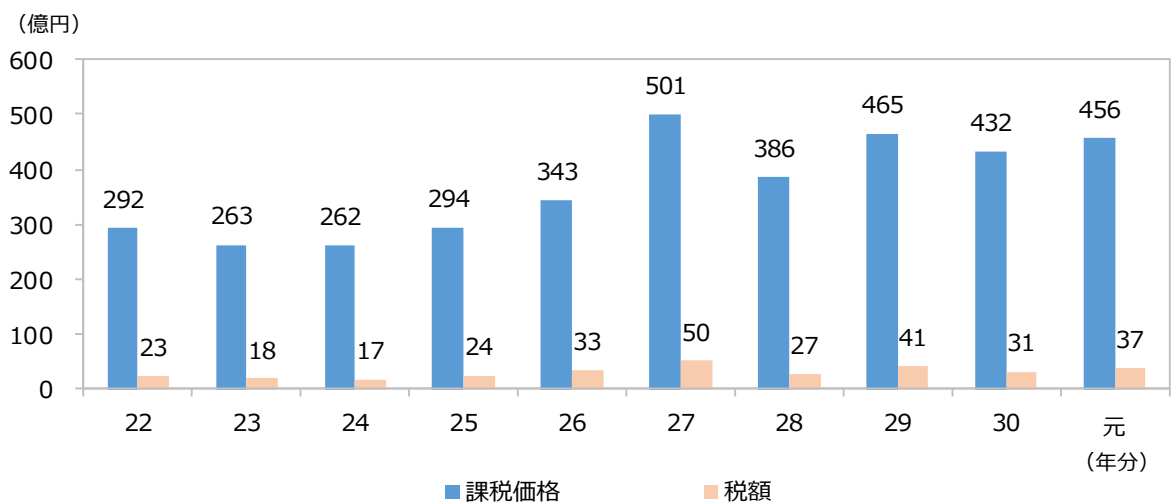
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

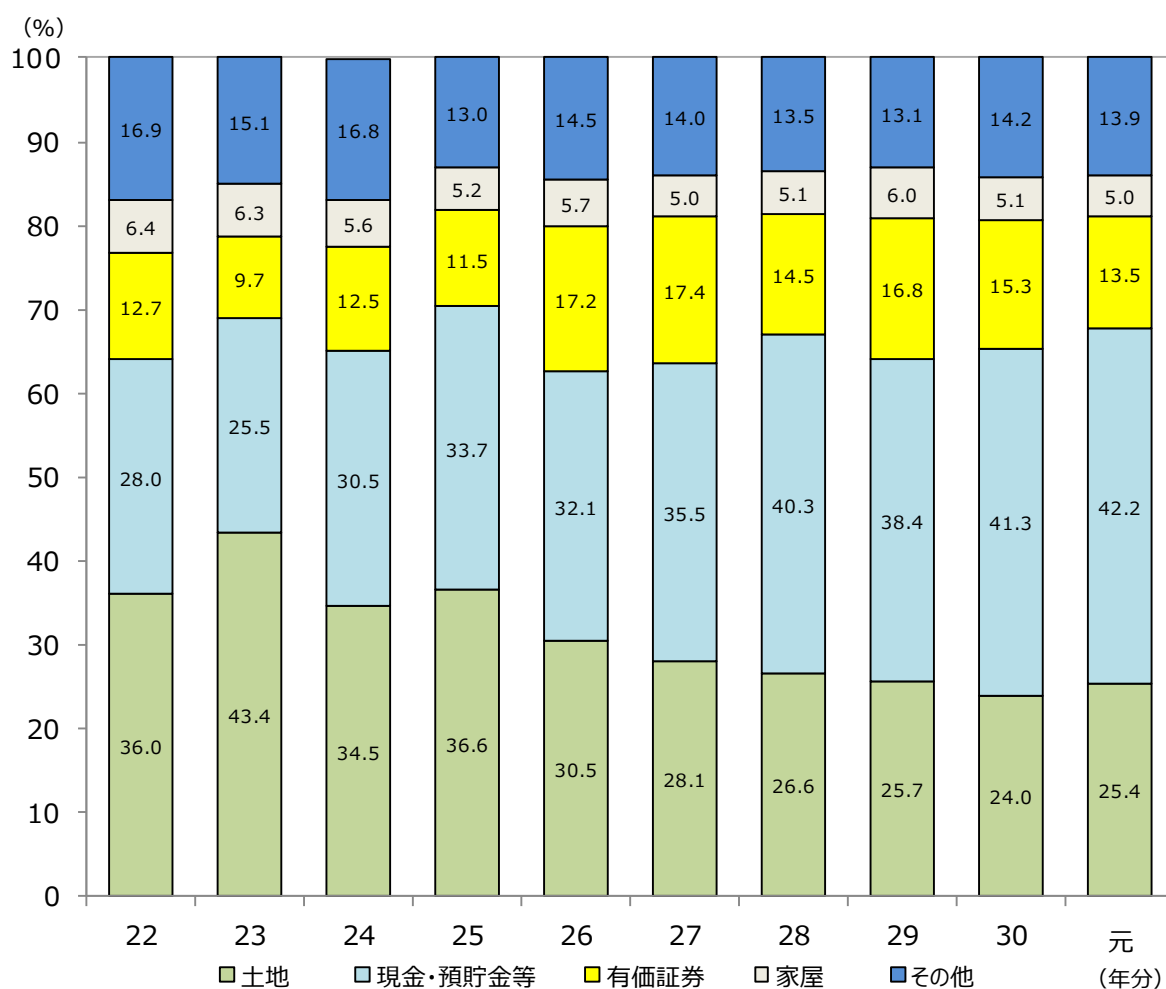
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	113	20	40	87	53	312
23	123	18	27	72	43	283
24	93	15	34	82	45	270
25	112	16	35	103	40	305
26	108	20	61	114	52	355
27	145	26	90	183	72	516
28	106	20	57	160	54	397
29	125	29	82	187	64	487
30	108	23	69	186	64	450
令和元年	117	23	62	194	64	460

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
広島国税局
【岡山県】

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 21,944 人（前年対比 97.8%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 1,596 人（同 97.9%）で、その課税価格の総額は 1,814 億円（同 94.0%）、申告税額の総額は 188 億円（同 98.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 22,429	人 21,944	% 97.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 345 1,631	人 外 321 1,596	% 外 93.0 97.9
③	課税割合 (②/①)		% 7.3	% 7.3	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数		人 3,480	人 3,465	% 99.6
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 189 1,929	億円 外 176 1,814	% 外 93.1 94.0
⑥	税額		億円 191	億円 188	% 98.4
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,478 11,827	万円 外 5,483 11,366	% 外 100.1 96.1
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,171	万円 1,178	% 100.6

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

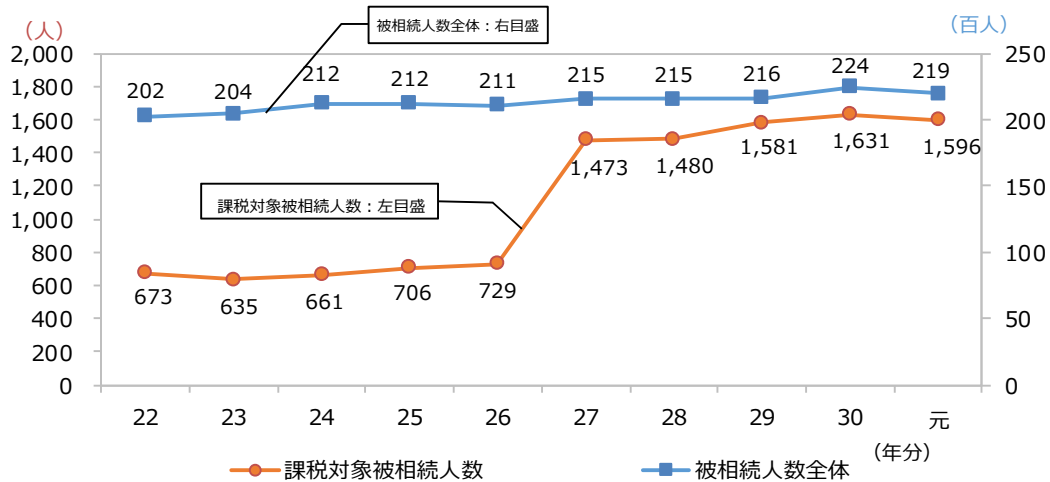
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

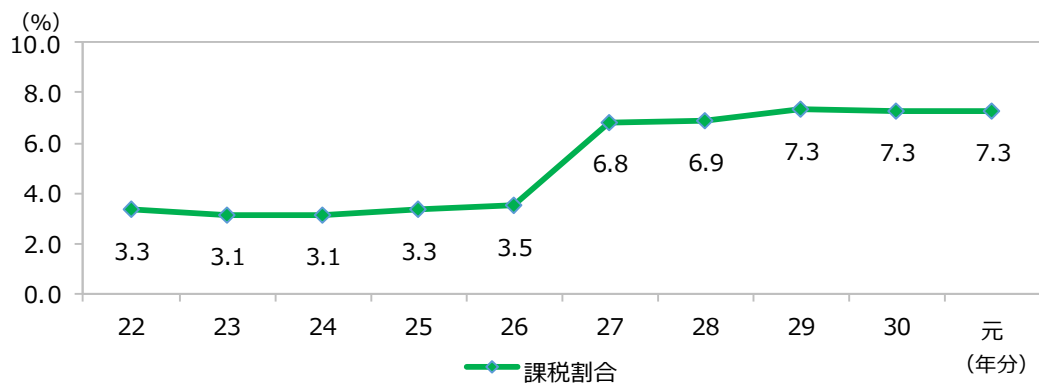
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

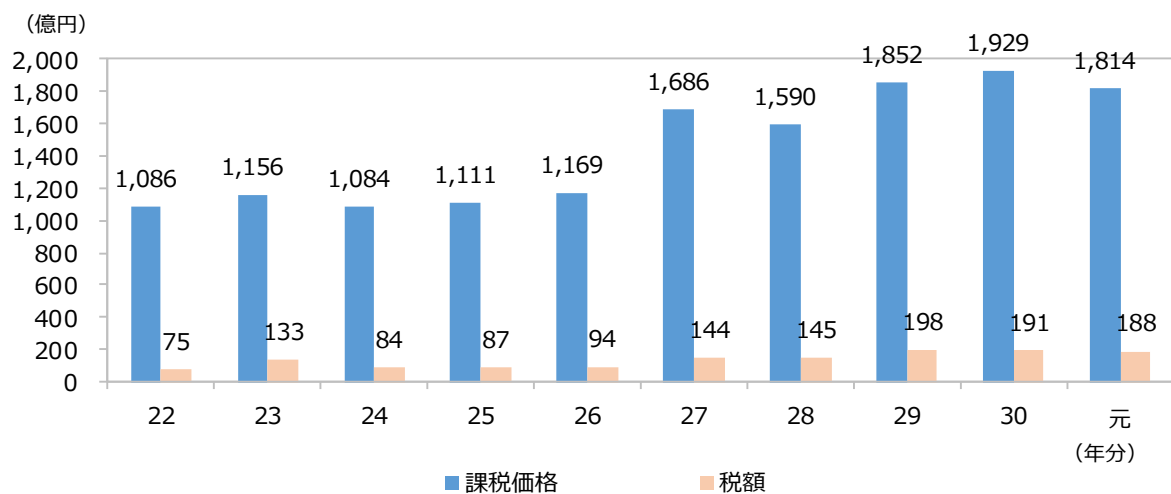
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

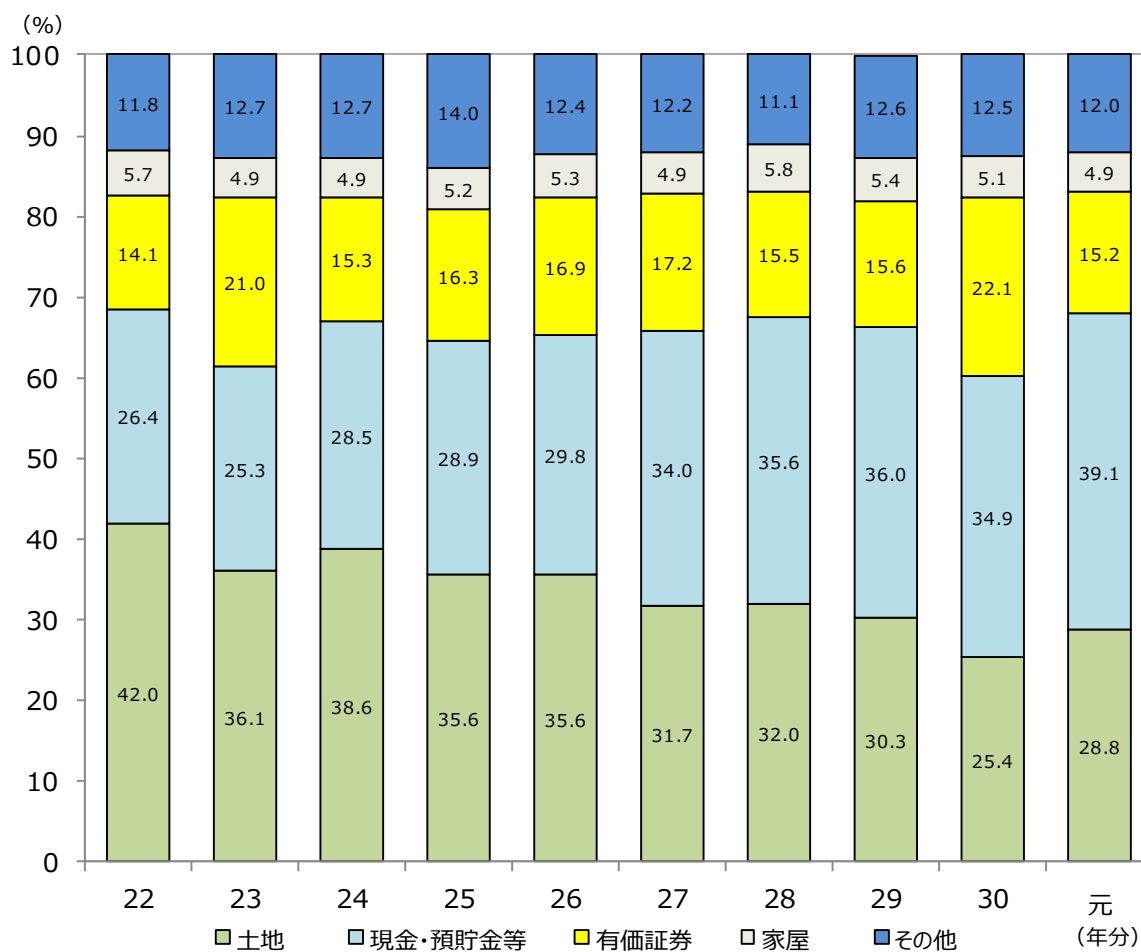
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土 地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成22年	496	68	166	312	138	1,180
23	441	60	257	310	155	1,223
24	444	56	176	327	146	1,149
25	422	61	193	342	166	1,184
26	439	66	209	368	153	1,236
27	557	86	301	598	214	1,756
28	544	99	264	606	189	1,702
29	606	109	313	720	253	2,002
30	520	104	454	716	257	2,051
令和元年	543	92	286	737	226	1,884

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
広島国税局
【広島県】

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 31,237 人（前年対比 99.7%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 2,637 人（同 101.3%）で、その課税価格の総額は 3,215 億円（同 105.9%）、申告税額の総額は 387 億円（同 116.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 31,346	人 31,237	% 99.7
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 730 2,602	人 外 607 2,637	% 外 83.2 101.3
③	課税割合 (②/①)		% 8.3	% 8.4	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数		人 5,678	人 5,571	% 98.1
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 402 3,036	億円 外 331 3,215	% 外 82.3 105.9
⑥	税額		億円 333	億円 387	% 116.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,507 11,668	万円 外 5,453 12,192	% 外 99.0 104.5
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,280	万円 1,468	% 114.7

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

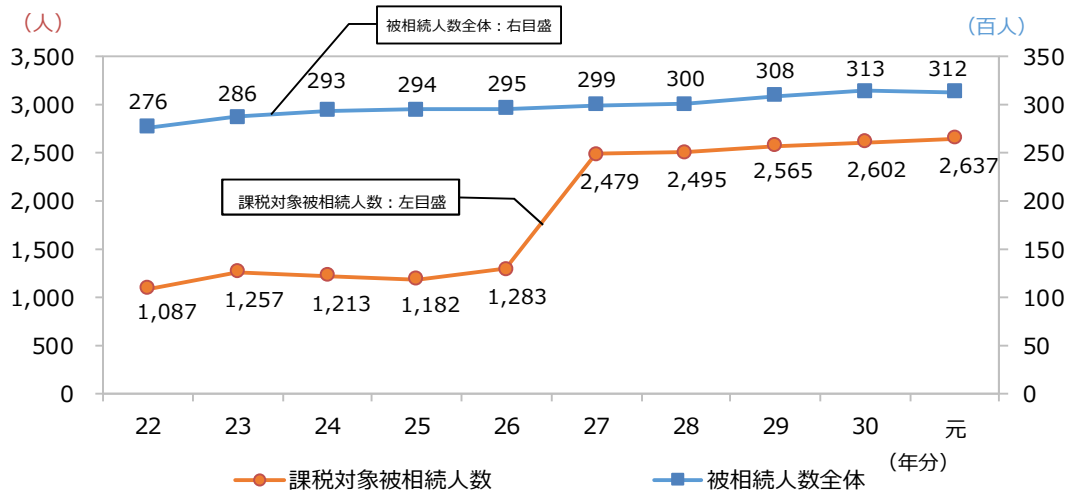
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

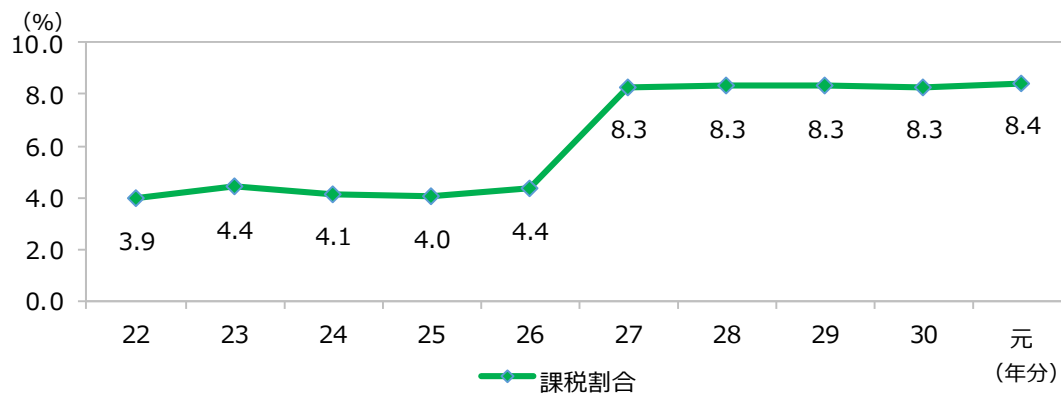
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

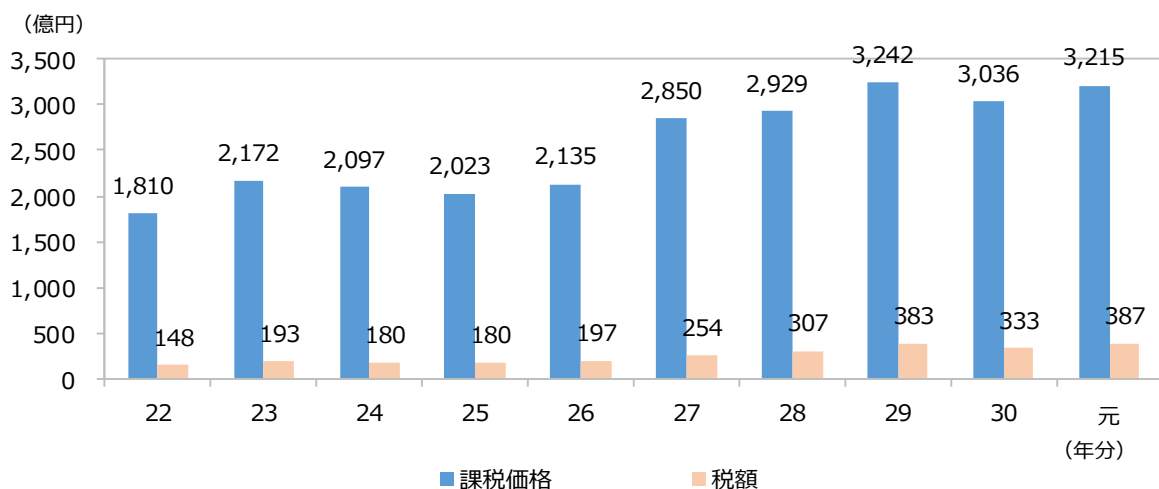
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

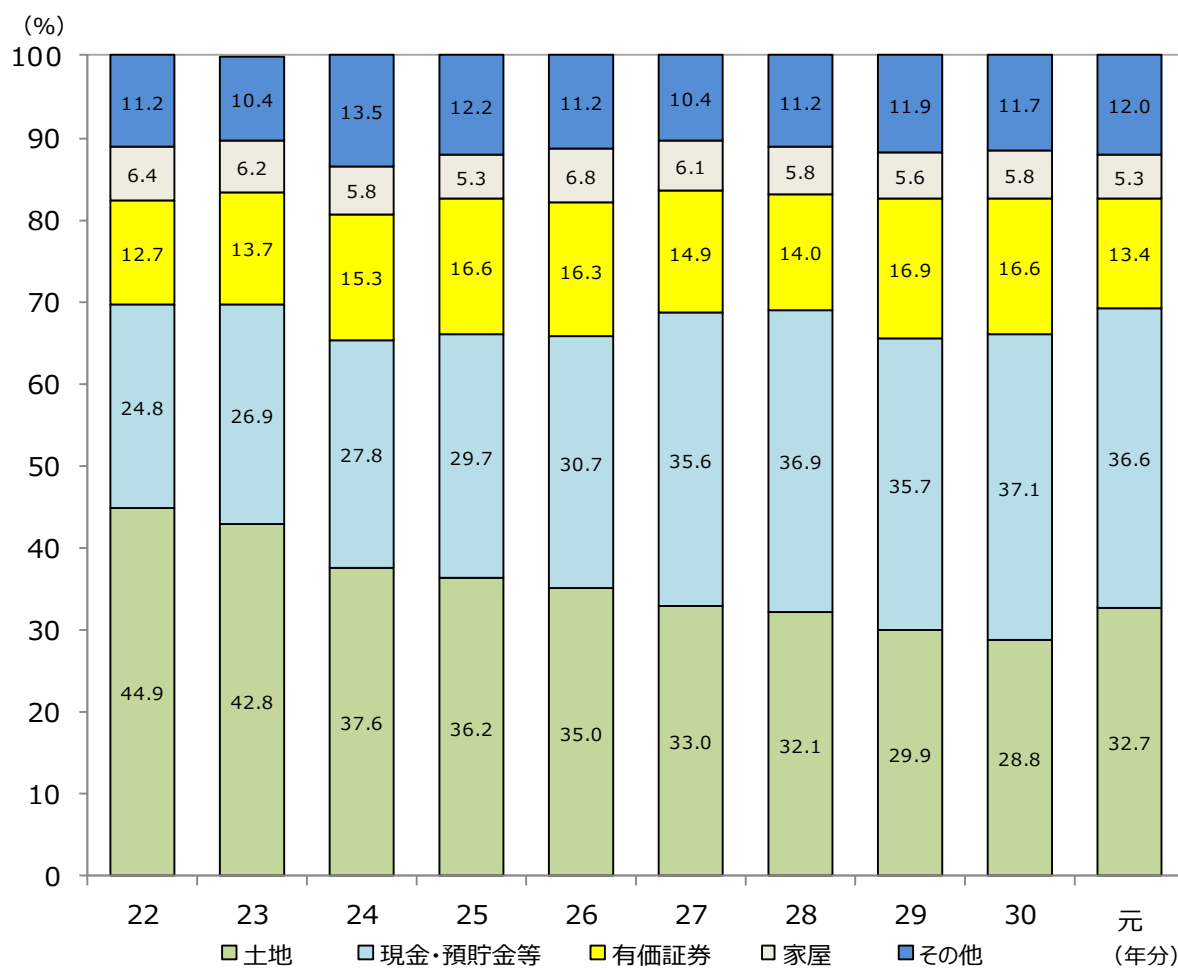
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	885	127	250	490	221	1,973
23	994	144	318	625	243	2,323
24	857	133	350	634	307	2,281
25	781	113	358	641	262	2,155
26	806	156	375	706	258	2,301
27	1,006	187	455	1,084	318	3,050
28	1,001	179	437	1,151	348	3,116
29	1,020	191	578	1,215	407	3,413
30	935	188	540	1,205	378	3,246
令和元年	1,116	181	456	1,250	412	3,415

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
広島国税局
【山口県】

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は19,081人（前年対比101.3%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は1,159人（同105.6%）で、その課税価格の総額は1,134億円（同96.5%）、申告税額の総額は94億円（同79.0%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比	
		(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分		
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 18,836	人 19,081	% 101.3	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 237 1,098	人 外 221 1,159	% 外 93.2 105.6	
③	課税割合 (②/①)	% 5.8	% 6.1	ポイント 0.3	
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,429	人 2,408	% 99.1	
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 132 1,175	億円 外 127 1,134	% 外 96.2 96.5	
⑥	税額	億円 119	億円 94	% 79.0	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,570 10,701	万円 外 5,747 9,784	% 外 103.2 91.4
		税額 (⑥/②)	万円 1,084	万円 811	% 74.8

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

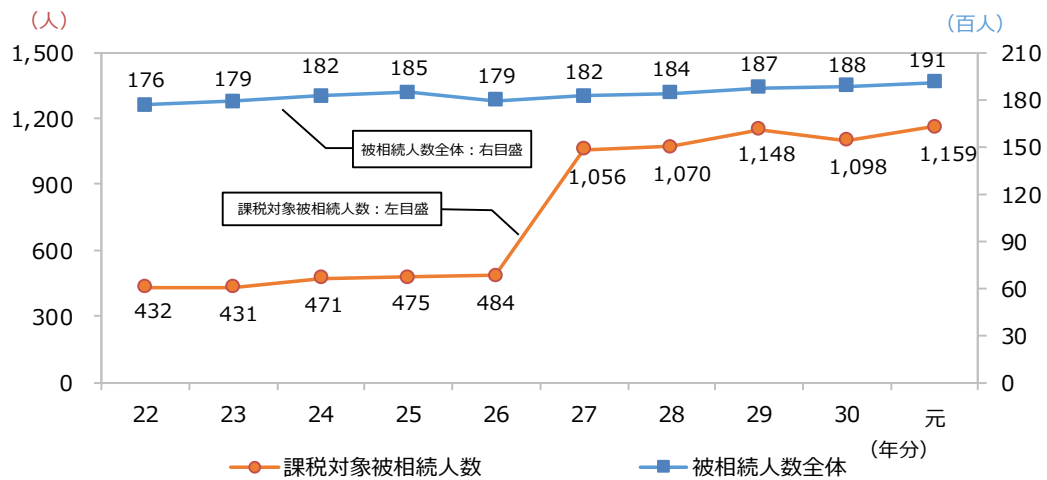
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

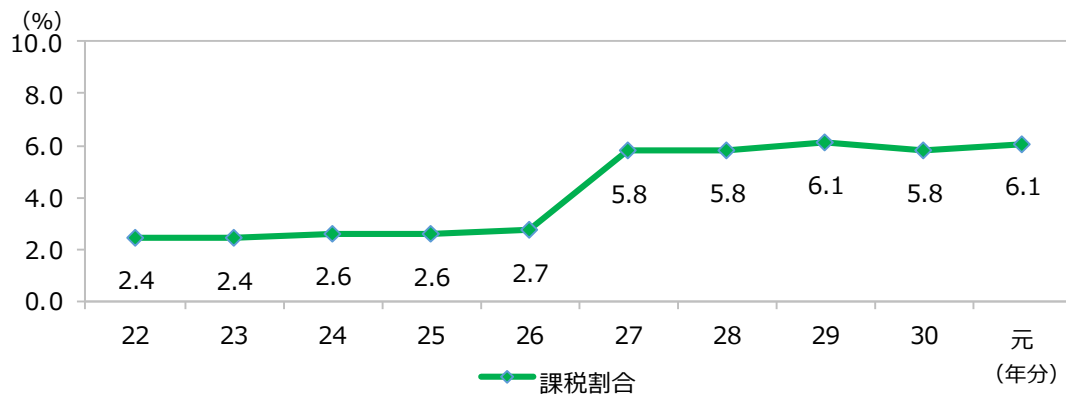
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

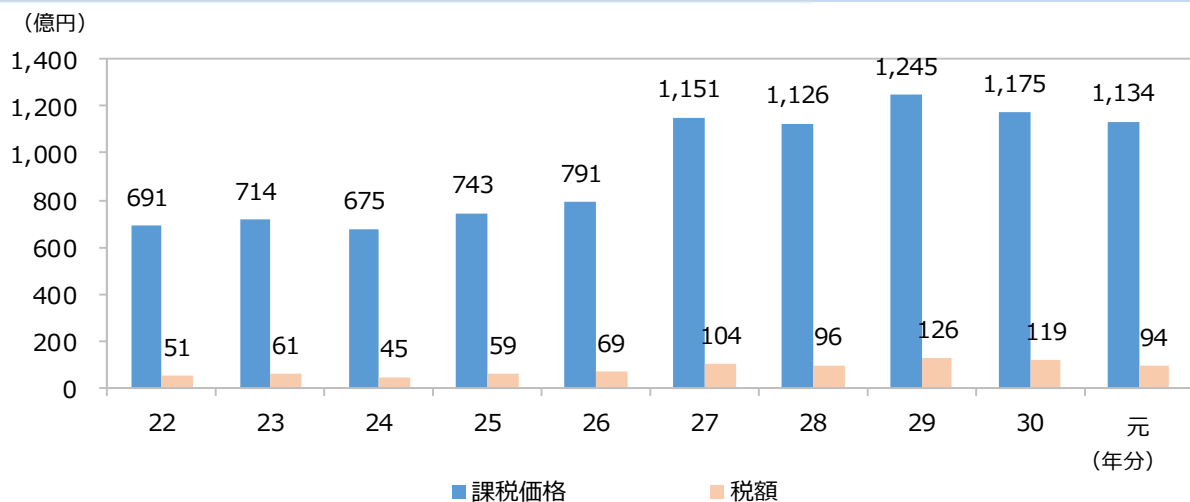
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

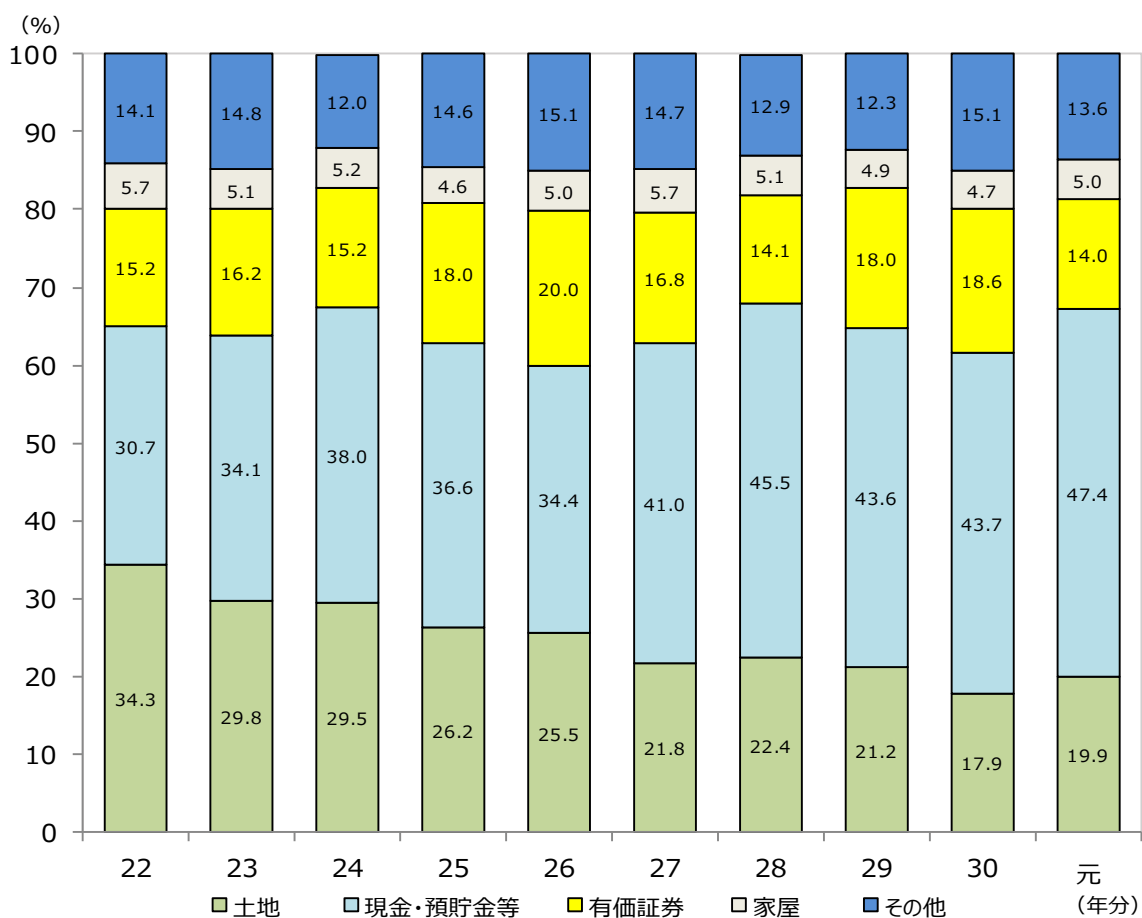
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土 地	家 屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合 計
平成22年	251	41	111	225	103	731
23	221	38	120	254	110	743
24	208	37	107	267	84	703
25	196	35	134	273	109	747
26	206	40	161	278	122	807
27	255	66	197	480	173	1,171
28	259	58	163	526	149	1,157
29	271	63	231	559	158	1,282
30	217	57	225	530	183	1,212
令和元年	233	59	164	554	159	1,169

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。